

各都道府県の小売電気・発電事業に係る法人事業税の税率

各都道府県の小売電気・発電事業に係る法人事業税の税率は次のとおりです。

1. 宮城県（都道府県コード：04）

区分	資本金1億円超		資本金1億円以下	
	標準税率適用法人	超過税率適用法人	標準税率適用法人	超過税率適用法人
所得割	—	—	1.8500% ※	1.9425%
付加価値割	—	0.3885%	—	—
資本割	—	0.1575%	—	—
収入割	—	0.8025%	0.7500% ※	0.8025%

※資本金1億円以下で、所得及び収入金額がそれぞれ年4千万円以下及び年3億2千万円以下の法人

2. 東京都（都道府県コード：13）

区分	資本金1億円超		資本金1億円以下	
	標準税率適用法人	超過税率適用法人	標準税率適用法人	超過税率適用法人
所得割	—	—	1.8500% ※1	1.9425%
付加価値割	—	0.3885%	—	—
資本割	—	0.1575%	—	—
収入割	—	0.8025%	0.7500% ※2	0.8025%

※1. 資本金1億円以下で、所得が年2千5百万円以下の法人

※2. 資本金1億円以下で、収入金額が年2億円以下の法人

3. 神奈川県（都道府県コード：14）

区分	資本金1億円超		資本金1億円以下	
	標準税率適用法人	超過税率適用法人	標準税率適用法人	超過税率適用法人
所得割	—	—	1.8500% ※	1.9425%
付加価値割	0.3700% ※	0.3885%	—	—
資本割	0.1500% ※	0.1575%	—	—
収入割	0.7500% ※	0.8025%	0.7500% ※	0.8025%

※資本金2億円以下で、収入金額が年12億円以下の法人

4. 静岡県（都道府県コード：22）

区分	資本金1億円超		資本金1億円以下	
	標準税率適用法人	超過税率適用法人	標準税率適用法人	超過税率適用法人
所得割	—	—	1.8500%	1.8500%
付加価値割	—	0.3700%	—	—
資本割	—	0.1500%	—	—
収入割	—	0.8150%	0.7500% ※	0.8150%

※収入金額が年2億4千万円以下の法人

5. 愛知県（都道府県コード：23）

区分	資本金1億円超		資本金1億円以下	
	標準税率適用法人	超過税率適用法人	標準税率適用法人	超過税率適用法人
所得割	—	—	1.8500%	1.8500%
付加価値割	—	0.3700%	—	—
資本割	—	0.1500%	—	—
収入割	—	0.7890%	0.7500% ※	0.7890%

※資本金1億円以下で、収入金額が年4億円以下の法人

6. 京都府（都道府県コード：26）

区分	資本金1億円超		資本金1億円以下	
	標準税率適用法人	超過税率適用法人	標準税率適用法人	超過税率適用法人
所得割	—	—	1.8500% ※3	1.9425%
付加価値割	0.3700% ※1	0.3885%	—	—
資本割	0.1500% ※2	0.1575%	—	—
収入割	0.7500% ※4	0.8025%	0.7500% ※4	0.8025%

※1. 資本金3億円以下で、付加価値額が年1億4千万円以下の法人

※2. 資本金3億円以下で、資本金等の額が1億6千万円以下の法人

※3. 資本金3億円以下で、所得が年4千万円以下の法人

※4. 資本金3億円以下で、収入金額が年3億2千万円以下の法人

7. 大阪府（都道府県コード：27）

区分	資本金1億円超		資本金1億円以下	
	標準税率適用法人	超過税率適用法人	標準税率適用法人	超過税率適用法人
所得割	—	—	1.8500% ※	1.9425%
付加価値割	—	0.3885%	—	—
資本割	—	0.1575%	—	—
収入割	—	0.8025%	0.7500% ※	0.8025%

※収入金額が年4億円以下の法人

8. 兵庫県（都道府県コード：28）

区分	資本金1億円超		資本金1億円以下	
	標準税率適用法人	超過税率適用法人	標準税率適用法人	超過税率適用法人
所得割	—	—	1.8500% ※	1.9425%
付加価値割	—	0.3885%	—	—
資本割	—	0.1575%	—	—
収入割	—	0.8025%	0.7500% ※	0.8025%

※収入金額が年5億6千万円以下で、かつ、所得が年7千万円以下の法人

9. 上記以外の道県（均一課税）

区分	資本金1億円超		資本金1億円以下	
	標準税率適用法人	超過税率適用法人	標準税率適用法人	超過税率適用法人
所得割	—	—	1.8500%	—
付加価値割	0.3700%	—	—	—
資本割	0.1500%	—	—	—
収入割	0.7500%	—	0.7500%	—

以上